

大阪市告示第1632号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和6年11月27日

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 横 山 英 幸

1 大阪港港湾計画の変更の概要

令和6年大阪市告示第544号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要の公示）により、その変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用埠頭計画

夢洲地区

小型栈橋 1 基 [新規計画]

西地区

小型栈橋 4 基 [新規計画]

(2) 外郭施設計画

夢洲地区

波除堤 延長90m [新規計画]

(3) 土地利用計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
夢洲地区	(74)	(81)	(26)			(26)		(88)	(295)
	74	81	26		96	26		88	391

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

(4) 港湾の再開発

夢洲地区北側において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

(5) 将来構想

夢洲地区北側において、「将来構想（係留施設）」を変更する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟 10階

大阪港湾局 正面玄関付近

(2) 期間

告示日から2週間

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

（大阪港湾局計画整備部計画課）